

第十一号

河川法施行条例の一部改正について

河川法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

河川法施行条例の一部を改正する条例

河川法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「から第二十五条までの許可」を「、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録」に改め、「等の許可」の下に「又は登録」を加える。

第八条及び第九条第一項中「許可」の下に「又は登録」を加える。

附 則

この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

提案理由

河川法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。